

食安輸発1112第1号
平成25年11月12日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産養殖ひらめ及びその加工品)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成25年11月7日付け食安輸発1107第1号）にて通知したところです。

今般、国内において発生した養殖ひらめを原因とする *Kudoa septempunctata* 食中毒事例について、韓国での養殖場が特定されたことから、下記養殖業者を別表8に追加するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

記

養殖業者名：(株) 世洋
登録番号：K-F-CJ-205